

様式第3号(第9条関係)

下野市物品売買請書

年 月 日

下野市長 様

住 所

納入業者

氏 名

印

物 品 名	
品 質 及 び 数 量	(別記のとおり)
売 買 代 金	円 (うち取引に係る消費税額 円)
納 入 期 限	年 月 日 まで
納 入 場 所	
代 金 支 払 方 法	指定口座に振込払
契 約 保 証 金	免 除

上記の物品の納入については、次の条項により確実に履行することをお請けいたします。

- 1 納入業者は、物品を納入しようとするときは、その旨を市に通知しなければならない。
- 2 市は、物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査の結果、不良品があるときは、当該不良品を直ちに引き取り、市の指定する日までに良品を納入するものとする。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、納入業者の負担とする。
- 5 物品納入後、市において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が市の過失による場合を除き、納入業者は、市が物品を受領した後1年以内までにこれを良品と交換し、又は修補するものとする。
- 6 売買代金の支払は、検査が完了し、市が物品を受領をした後、納入業者からの支払請求書を受領した日から30日以内にするものとする。
- 7 納入業者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、納入業者は市に対して、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。
- 8 この条項に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上、定めるものとする。

